

## 補足説明（要綱案のたたき台(3)）

### 第 1 配偶者の居住権を保護するための方策

#### 1 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策

（補足説明）

以下の点に修正を加えたほかは、概ね部会資料 2 3 からの変更はない。

#### 1 短期居住権の発生障害事由について（「(1)ア」）

部会資料 2 3 では、短期居住権の発生障害事由として、配偶者が遺贈によって長期居住権を取得したことを挙げていたが、このほかに、①配偶者が欠格事由（民法第 8 9 1 条）に該当し又は廃除（民法第 8 9 2 条）されたことにより相続人でなくなったことや、②配偶者が相続放棄をしたことについても発生障害事由とすべきかを検討する必要があるように思われる。

まず、①の点については、欠格制度や廃除制度の趣旨については学説上様々な見解があるものの、不相当な行為をした推定相続人に対する「制裁」という性質を有するという限度では概ね見解が一致している。そうすると、欠格事由に該当したり、廃除されたりした配偶者については、他の共同相続人又は居住建物の受遺者等に負担を掛けてまで、その居住を保障する必要性に乏しいものと考えられる。そこで、本部会資料では、配偶者が欠格事由に該当する場合及び配偶者が廃除された場合には、短期居住権が発生しないこととしている。

これに対し、②の配偶者が相続放棄をした場面については、両論あり得るように思われる。

すなわち、一方で、配偶者が相続放棄をした場合にも短期居住権が発生することとすると、居住建物が遺産分割の対象となっている場面において、配偶者は、相続放棄をして自らは相続債務の負担を免れながら、相続債務を負担している他の相続人らの負担の上に居住権を確保することになる。このような事態が不公平であるとみれば、配偶者の相続放棄は、短期居住権の発生障害事由とすべきこととなる。

しかしながら、他方で、短期居住権が、高齢化社会の進展に伴って配偶者

の居住権保護の必要性が高まっていることや、夫婦が相互に同居・協力・扶助義務を負っていることを根拠に、その余後効として被相続人の財産処分を一定の範囲で制限するものであることを考慮すれば、配偶者が相続権を有することは必ずしも必要条件ではないとも考えられる。特に、多額の債務を負っている被相続人が居住建物を含む遺産の大部分を第三者に遺贈したことから、配偶者がやむを得ず相続放棄をしたという事例では、被相続人の財産処分権を一定の範囲で制限して配偶者の短期的な居住を保護する必要性が高いようにも思われる。また、使用貸借契約の成立を推認する判例（最判平成8年12月17日民集50巻10号2778頁）によれば、契約の成立後の事情でその効力に変更を来すことは考えられないから、配偶者が相続の放棄をしたとしても、なお遺産分割終了時までの間使用借権を有するものとするのが自然であるように思われる。

本部会資料では、これらの点を考慮して、相続放棄については短期居住権の発生障害事由としないこととしている。

## 2 居住建物の修繕等について（「(1)イ(エ)」）

この点については、前回部会において、配偶者に第一次的な修繕権を与えるべきであるとする意見が複数あったことに加え、①短期居住権は配偶者の居住を保護しようとするものであり、配偶者による即時の修繕を認める必要性が高いこと、②配偶者に通常必要費を負担させることとしている以上、配偶者において第一次的に修繕方法を決められるようにするのが相当であると考えられること、③他の共同相続人が第一次的な修繕権を有することとすると、紛争性のある事案では、配偶者を退去させる口実に使われるおそれがあること等を考慮して、本部会資料では、配偶者が第一次的な修繕権を有することとし、配偶者が相当の期間内に修繕をしない場合に、建物所有者において修繕ができることとする規律を置くことにしている。

## 3 短期居住権の消滅原因について（「(1)ウ」）

### (1) 占有の喪失

部会資料23では、短期居住権の消滅原因として、配偶者が居住建物の占有を失ったことを〔 〕を付して記載していたが、このような場面で短期居住権が消滅することについては、通常、権利の放棄としてとらえれば

足りると考えられる一方で、そのような記載があることで、かえって第三者による不当な占有侵奪によっても短期居住権が消滅するとの誤解が生じるおそれがあることから、本部会資料では、同記載を削除している。

## (2) 長期居住権の取得

これまでも配偶者が長期居住権を取得した場合には短期居住権が消滅することを想定していたが、この点についての明確な記載がなかったことから、短期居住権の消滅原因として、長期居住権の取得を明記することとしている。

## 2 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策

(補足説明)

以下の点に修正を加えたほかは、概ね部会資料 2 3 からの変更はない。

### 1 長期居住権の存続期間について（「(1)ウ」）

(1) 部会資料 2 3 では、配偶者が遺産分割において長期居住権を取得することとされたが、存続期間の定めのないことを理由に長期居住権が無効になることを避けるため、長期居住権の存続期間の定めがないときは、その存続期間を配偶者の終身の間とすることを提案したが、第 2 3 回会議では、その点について特段の反対意見や問題点の指摘等はなかったことから、本部会資料では、その旨の規律を設けることとしている。

(参考)

期間の定めのない長期居住権は無効とせざるを得ないことを前提に、部会資料 2 3 の規律（旧規律）と本部会資料の規律の下での、期間の定めのない長期居住権の有効性について整理すると以下ようになる。

取得原因	旧規律	本部会資料の規律
遺贈	有効 存続期間は配偶者の終身とされる。	有効 存続期間は配偶者の終身とされる
審判	無効（ただし、家庭裁判所の審判において、期間の定めがされ	

	ない事態は想定できない。)	
<b>遺産分割協議</b>	無効（ただし、黙示的な期間の定めが認められる場合も多いと思われる。）	有効（ただし、黙示的な期間の定めが認められる場合も多いと思われる。）

上表のとおり、結局問題となるのは、遺産分割協議の場合に、黙示的にも期間の定めを認めることができない長期居住権の有効性についてどのように考えるべきかという点である。

旧規定は、例えば遺産分割を2回に分けて行う場合において、一部分割において期限の定めがない長期居住権が設定されたときには、それが終身の間であるとされてしまうと、長期居住権の評価額が高額となり、その分だけ残部分割における配偶者の取得額が減少して、配偶者が不利益を受けるおそれがあることを懸念して、このような場合には長期居住権を無効としようとするものであった。

一方で、本部会資料の規律は、一部分割で、期間を定めることなく長期居住権を設定するというのは希であるようにも思われることから（仮にそのような場面であえて期間の定めのない長期居住権を設定したのであれば、それは終身であることを前提としているのではないとも考えられる。）、むしろ終局的な遺産分割がされた場面で、長期居住権が無効となるリスクや、遺産分割がやり直しとなる事態を避けるために、このような場面でも、存続期間を配偶者の終身の間として長期居住権を有効としようとするものである。

- (2) 前回部会では、存続期間を「当分の間」、「別途改めて協議する」として長期居住権を取得させることの可否について議論がされた。しかしながら、長期居住権は、配偶者が無償で建物を使用することができるにもかかわらず、第三者対抗力がある点にその存在意義があるところ、存続期間が「当分の間」等とされている場合には、そのような権利の登記を認めることはできない。そうすると、共同相続人間で、「当分の間」とか、「別途改めて協議する」までの間、配偶者を居住建物に居住させることが合意されたとしても、それをもって長期居住権が成立したということには意味がないこととなる。

## 2 配偶者による使用及び収益（「(2)ア」）

部会資料23においては、配偶者は、「従前の用法に従って」居住建物の使

用及び収益をしなければならないこととしていた。

しかし、長期居住権は、配偶者が相続開始の時に建物の少なくとも一部を居住の用に供していたことを要件として、建物の全部に成立させることとしていることから、例えば、当該建物の一部を店舗として使用していたり、間借人に賃貸していたりする場合も考えられる。このような場合に、店舗の営業をやめたり、間借人との賃貸借が終了したりしたときに、配偶者は、全体について長期居住権を有しているのであるから、居住建物の所有者の承諾がなかったとしても、居住の目的の範囲内であれば、元々店舗として使っていた部分や、間貸しの目的となっていた部分を使用することを認めるべきであるように思われる。

そこで、本部会資料では、従前の用法とは異なる場合でも「居住の目的」に従った用法であれば許容されることを明らかにする観点から、用法遵守義務の内容について、「居住の目的又は従前の用法」に従った使用又は収益をすべきこととしている。なお、「居住の目的」を有する場合であっても、配偶者はあくまでも使用及び収益をする権限しか有していないのであるから、上記のような修正をしたとしても、増改築等目的物の処分や変更に当たる行為については、権限がないことには変わりはない。

### 3 費用負担について（「(2)イ」）

長期居住権については、これまで、居住建物の必要費は配偶者の負担とし、有益費は居住建物の所有者の負担とするとの規律としていたが、必要費の中でも、災害等によって大規模な修繕が必要となった場合の修繕費など特別の必要費については、建物を無償で使用する場合でも貸主の負担とされていること等に鑑みると、これを配偶者の負担とするのはバランスを失するようにも思われる（なお、この点については、部会資料15においても、同様の指摘をしたところであるが、この点について特段の問題点の指摘等はされなかったところである。）。

そこで、本部会資料では、長期居住権の場合も、必要費及び有益費の負担については短期居住権と同様の規律にすることとしている。

### 4 修繕について（「(2)カ」）

長期居住権についても、配偶者が通常的必要費を負担することとしたこと

を踏まえ、居住建物の修繕についても、短期居住権と同様の規律にしている。

## 5 その他

相続させる旨の遺言については、判例上、遺言書の記載から、その趣旨が遺贈であることが明らかであるか、又は遺贈と解すべき特段の事情がない限り、民法第908条にいう遺産の分割の方法を定めたものであるとされているため（最判平成3年4月19日民集45巻4号477頁）、同条の遺産分割方法の指定には、遺産分割の方式を指定するもの（現物分割、換価分割又は代償分割かを定めるもの）と、遺産分割により特定の遺産を特定の相続人に取得させることを指定するものが含まれることになるが、今回の見直しにおいて、従前から「遺産分割方法の指定」と記載してきたものはいずれも後者のものであるため、本部会資料では、この点を明確にすることとし、後者の遺産分割方法の指定について「特定財産承継遺言」との略称を用いることとしている。

## **第2 遺産分割に関する見直し等**

### **1 配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示の推定規定）**

（補足説明）

#### **1 パブリックコメントの結果の概要**

配偶者の居住権保護という政策的配慮に合致するものであり、被相続人の通常の意味にも合致する、他の相続人の取得分は減ることになるが、本方策の対象が居住用不動産に限定されていることにより合理性が担保される、要件が明確であり実務に資するなどとして、追加試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めた。もっとも、個人を中心に、生活保障の必要は他の相続人についてもいえ、配偶者のみを保護の対象とすべき理由はない、婚姻期間の長短は残された配偶者の生活保障の必要性とは直接関係がない、居住用不動産に限らず金銭も重要であるなどとして、追加試案に反対する意見も複数寄せられた。また、婚姻期間20年の算定方法が明確でない（婚姻と離婚を繰り返した場合に通算するか否か）、贈与後に増改築された場合や居宅兼店舗が贈与された場合等に居住用不動産かどうかの認定が困難となり、争いが複雑化する懸念があるという意見もあった。

#### **2 変更点等について**

ゴシック部分については、字句等の若干の修正を施したほかは、追加試案からの変更はない。

前記のとおり、パブリックコメントにおいて、配偶者保護のための方策として、居住用不動産の贈与等が行われた場合における持戻し免除の意思表示推定規定を設けるということについては、概ね理解が得られたといえ、追加試案の内容で要綱案を作成する方向で、引き続き検討するのが相当であるものと考えられる（注）。

（注）パブリックコメントにおいて、婚姻と離婚を繰り返した場合に通算するか否か婚姻期間20年の算定方法が明確ではないという指摘があったが、この点は解釈に委ねられるものの、相続税法の特例における考え方が参考になるものと思われる。すなわち、相続税法施行令第4条の6第2項は、「配偶者でなかった期間がある場合には、当該配偶者でなかった期間を除く」と規定しており、婚姻・離婚を繰り返した場合に

は、配偶者であった期間を通算することとしている。また、贈与後に改築された場合の居住用不動産の該当性については、本方策が贈与当時の被相続人の意思を推定するものであることからすると、贈与時点における利用状況を前提に判断することになるものと思われるし、店舗兼居宅についての考え方については、補足説明8頁（注1）に記載のとおりである。

## 2 仮払い制度等の創設・要件明確化

（補足説明）

### 1 家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策（「(1)」）

#### (1) パブリックコメントの結果の概要

平成28年12月19日最高裁大法廷決定（民集70巻8号2121頁）（以下「本決定」という。）による判例変更に伴い預貯金は遺産分割の対象とされたところ、現実的に必要となる支出に対応するために本方策は必要である、費目を限定列挙すると保護すべき事案が漏れてしまう危険性があることから例示列挙とすることは適当である、費目や上限額を限定しない点も仮払いの必要性・相当性については裁判所が具体的事案に即して判断を行うことになり妥当であるなどとして、追加試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めた。もっとも、保全処分として家事事件手続法に定めるのではなく、実体法において一部分割における一形態として規定を設けるべきではないか、相続人以外の第三者に対して預貯金債権が遺贈されている場合のように、共同相続人全員と受遺者の利害が対立する場合に受遺者の利益にも配慮した規律にする必要があるのではないか、特別受益や寄与分の有無等の審理を含め、他の共同相続人の利益を害しないかどうかの審理に時間を要することとなり、保全処分になじまないといった意見も寄せられた。

#### (2) 変更点等について

ゴシック部分については、追加試案からの変更点はない。

前記のとおり、家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策については、パブリックコメントで賛成が大勢を占め、概ね理解が得られたといえることから（注）、追加試案の内容で要綱案を作成する方向で引き続き検討をするのが相当と考えられる。



(注) なお、本方策は、「遺産に属する預貯金債権」の仮払いについて規定するものであり、当該預貯金債権が遺贈又は贈与されている場合には、「遺産に属しない」ことになるから、本方策の適用はないことになる。

## 2 家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策（「(2)」）

### (1) パブリックコメントの結果の概要

葬儀費用等の迅速な支払の必要性があり本方策は合理的である、簡易迅速な小口払いの制度が必要である、金額や割合の上限を設けることも裁判所の関与もなく費目の限定もなく払戻しを認める以上、他の相続人の利益に配慮する必要があり合理性がある、全国一律の運用により金融機関において手続が完結し国民にとって利用しやすいなどとして、追加試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めた。もっとも、葬儀費用と相続債務の弁済という実務上ニーズの高い費目に限定して、金額にかかわらず（又は一定の上限金額内で）払戻しを認め、それ以外の費目については裁判所の判断を経る仮払い制度によって対応すべきではないか、追加試案の基準では一般的な葬儀費用をまかなえず、割合や上限額の定め方に問題がある、また、仮払いを許容する割合や上限額は時代の変化によって柔軟に見直す必要があるから、法律本体ではなく政省令に委任してはどうか、金融機関が国民のニーズに応えるため約款や商品設計を創意工夫し、法律の規定と異なる形で払戻しに応じることが法律上禁止されないよう手当てしてほしい、払戻しを受けた者やその金額が明確に記録化されないと後日の遺産分割手続において紛争となる、約款上一部の払戻しができないと規定されている定期預金等の扱いが明確でない、などといった意見も寄せられた。

### (2) 変更点等について

ゴシック部分については、追加試案においては、預貯金債権のうち払戻しを得られる割合につき、「債権額の2割」に払戻しを求める共同相続人の法定相続分を乗じた額とし、また、金額の上限額につき、「債務者ごとに100万円」としていたところを、割合については「債権額の3分の1」に払戻しを求める共同相続人に法定相続分を乗じた額とし、また、債務者ごとの金額の上限については政省令で定める額とすることとしている。

前記のとおり、家庭裁判所の判断を経ないで預貯金の払戻しを認める方策についても、パブリックコメントにおいて賛成する意見が多数を占めて

おり、基本的には追加試案の内容で要綱案を作成する方向で引き続き検討するのが相当であると考えられるが、前記のとおりパブリックコメントにおいて、追加試案の基準では、実務上一番仮払いを必要とする葬儀費用をまかなえないのではないかとの指摘がされたところである。

たしかに、相続開始直後に資金需要が一番高いと考えられる葬儀費用の平均的な額や、高齢世帯の貯蓄額の中央値や貯蓄に占める預貯金の割合等の事情（注）を考慮すると、追加試案の基準では十分な払戻しを得られない可能性があるといえる（追加試案においては高齢世帯の貯蓄額の平均値を前提として試算をしていたが、富裕層が平均値を引上げているものと考えられることから、中央値を参考にすべきではないかとも考えられる。）。そして、これらの事情は、景気や社会情勢によっても変動することが考えられ、少なくとも債務者ごとに払戻しを認める金額の上限額については、法律で規定するのではなく、政令又は省令に委任し、柔軟な対応をするのが相当であるものと考えられる。

そこで、今回の部会資料においては、上記のとおり、割合については「3分の1」と改めた上、上限額については政省令で定める額とすることとしている。なお、政省令で規定する場合の考慮事情としては、上記のとおり、平均的な葬儀費用や、標準的な必要生計費（本決定の共同補足意見で、共同相続人の当面の生活費用を支弁する必要性が指摘されている。）、高齢世帯の貯蓄状況等の事情を考慮することになるものと考えられ、この点を「(注)」において明らかにしている。

以上の点につき、どのように考えるべきか。

#### (注) 統計データ等

標準的な生計費の額については、毎年、国家公務員の給与勧告を行う際に人事院が参考資料として算定を行っており、下記表1のとおり世帯人員が1名の標準生計費は12万円弱となっている。

また、平均的な葬式費用の額については、150万円前後（公的な統計データは存在しないが、交通事故の損害賠償の基準として多く採用されている「損害賠償額算定基準」（日弁連交通事故相談センター東京支部。いわゆる赤本）によれば葬儀費用は原則として150万円とされており、また、「葬儀についてのアンケート調査」（第10回、平成25年）（財団法人日本消費者協会）によれば約189万円とされている。なお、経済産

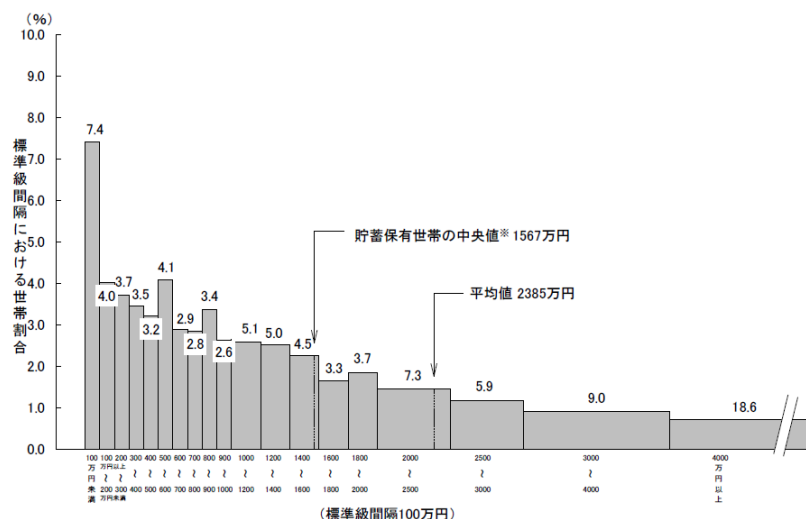
業省による「特定サービス産業実態調査」（平成21年）によれば、葬祭業者における葬儀1件当たりの売上高は約125万円という統計データもある。）とされている。

さらに、60歳以上69歳以下の高齢世帯の貯蓄金額の中央値は1567万円であり、このうち預貯金が占める割合は全体の約65パーセントであり（総務省「家計調査（2人以上の世帯）」平成28年）（下記表2，表3参照）これらを単純に掛け合わせると高齢世帯が保有する預貯金額の中央値は1018万円となる。また、我が国の金融機関における平均口座保有数は約3.5個である（株式会社日本統計センター「金融機関の利用に関する調査」平成23年）という統計データもある。

これらの事情は、景気や社会情勢によって変動する可能性があるため、少なくとも債務者ごとに払戻しを認める金額の上限額については法律で規定するのは相当ではなく、政省令に委任をして柔軟な対応を図る必要があるものと考えられる。

（表1）

図Ⅲ-5-1 高齢者世帯の貯蓄現在高階級別世帯分布（二人以上の世帯）-2016年-



注) 標準級間隔100万円（1000万円未満）の各階級の度数は縦軸目盛りと一致するが、1000万円以上の各階級の度数は階級の間隔が標準級間隔よりも広いため、縦軸目盛りとは一致しない。

※ 貯蓄保有世帯の中央値とは、貯蓄現在高が「0」の世帯を除いた世帯を貯蓄現在高の低い方から順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する世帯の貯蓄現在高をいう。

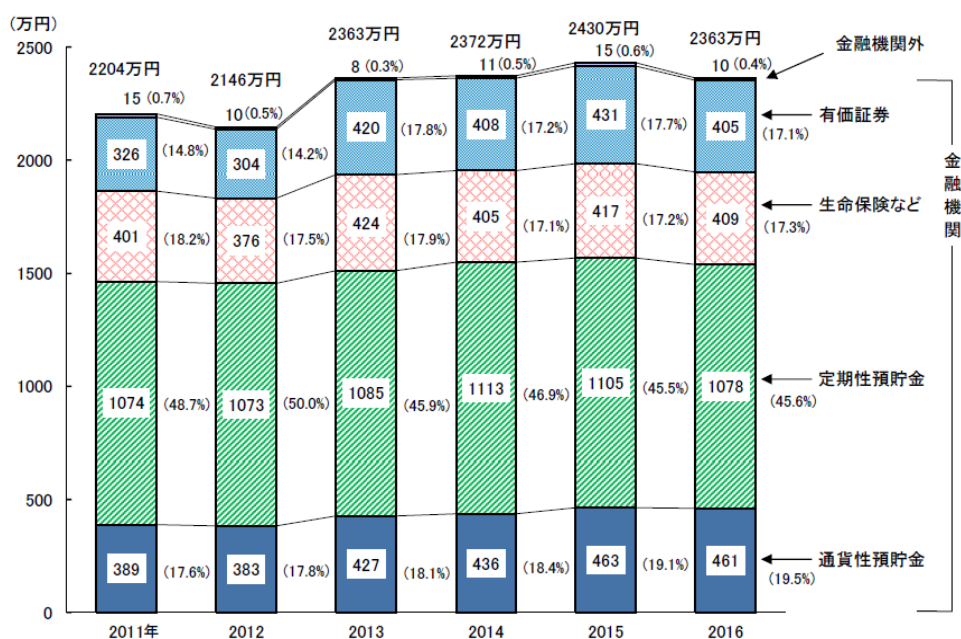
(表2)

第28表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成29年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	25,350	44,690	52,320	59,960	67,590
住居関係費	46,690	57,620	49,200	40,780	32,360
被服・履物費	2,640	6,620	8,620	10,620	12,620
雑費Ⅰ	33,300	45,020	62,030	79,060	96,070
雑費Ⅱ	8,580	24,990	27,090	29,200	31,300
計	116,560	178,940	199,260	219,620	239,940

(表3)

図Ⅲ-5-2 高齢無職世帯の貯蓄の種類別貯蓄現在高の推移（二人以上の世帯）



注) ( )内は、貯蓄現在高に占める割合

### 3 一部分割

(補足説明)

#### 1 パブリックコメントの結果の概要

実務上行われている一部分割の取扱いを明確にする点で有意義である、預貯金債権も遺産分割の対象であるとする最高裁決定を踏まえ、まず預貯金についてのみ分割協議を先行させようというケースも想定され、このような選択肢を設ける必要性は高まっているなどとして、追加試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めた。もっとも、家事事件手続法第73条第2項による一部分割なのか、本方策による一部分割なのかの区別についてどのように判断するのか、何らの制限なく一部分割を認めてしまうと経済的な価値の低い不動産が放置されるという弊害が生ずる、一部分割を繰り返す場合、その度に特別受益や寄与分を含め全部の遺産分割を行うのに必要な事項をすべて審理・判断をする必要が生じ、それぞれの遺産分割審判ごとに異なる判断がされる可能性がある、といった指摘もあった。

#### 2 変更点等について

ゴシック部分については、字句等の若干の修正を施したほかは、追加試案からの変更はない。

前記のとおり、一部分割の規律を追加試案のとおり設けることについては、概ね理解が得られたものといえ(注)、追加試案の内容で要綱案を作成する方向で引き続き検討するのが相当であると考えられる。

(注) パブリックコメントにおいて指摘のあった、①家事事件手続法第73条第2項による一部分割と本方策による一部分割との区別については、遺産分割の対象として申し立てられた遺産の範囲によって決まるものと考えられる。すなわち、遺産の一部についての分割が申し立てられ、当該一部について審判がされた場合は本方策による一部分割となるし、遺産の全部についての分割が申し立てられ、その一部について審判がされた場合は家事事件手続法第73条第2項の一部審判として的一部分割ということになる。また、②本方策による一部分割を認めると経済的な価値の低い不動産が放置されてしまうリスクについては、部会資料22・8頁において検討したとおり、本方策を設けることの直接の問題点とはいえないように思われる。

## 4 相続開始後の共同相続人による財産処分

(補足説明)

### 1 パブリックコメントの結果の概要

相続開始後の共同相続人による財産処分について、計算上生ずる不公平を是正するために一定の方策を講じることについては、計算上の不公平が生じることについてこれを正当化することは困難である、このような不公平な結果を回避するために新たな規律を設ける必要があるなどとして、これに賛成する意見が多数を占めた。一方、本方策の意図することは一定程度理解できるが実務に与える影響が大きい、現行法の下においては払戻しをした者の合意を得て遺産分割において処理をするか、合意ができない場合には不法行為又は不当利得で民事訴訟において処理をしているところ、本方策はこのような実務の柔軟な取扱いを阻害するものである、新制度を設けなくても、不当利得等によって相続人間の公平性を確保することは可能であるなどとして、一定の方策を講じることに反対する意見も相当数寄せられた。

次に、【甲案】(遺産分割案)と【乙案】(償金請求案)とを比較すると、【甲案】を支持する意見が大勢を占めた。そして、【甲案】については、遺産分割の手続の中で一回的に処理することができ【乙案】より優れている、民法は相続人間では具体的相続分に応じて分割するのが相当であるとの価値判断をしているところ、本来、その対象財産は相続開始時に存在した財産のはずであり、民法が予定する本来の姿に戻して一挙に解決しようとする方向性は支持されるべきである、当事者の合理的な意思にも合致しており公平感が認識されやすいなどとして、これを支持する意見が相当数寄せられたものの、①本方策は、相続開始後に特定の相続人によって処分された財産についても遺産とみなされる結果、遺産分割手続において、裁判所は、相続人間に争いのある相続開始後の遺産の処分全てについて調査、判断をする義務が生じることになり、遺産分割手続の長期化、複雑化をもたらすことになる、②本決定により預貯金についてはこれまで以上にその払戻しが困難になったものと考えられ、実際に本決定後に共同相続人による口座凍結前の駆け込み的な預貯金の引出しが増えているといった実態が存するという事実が論証されているわけではない、③本方策によれば、相続債務の弁済や被相続人名義ではある

が自分がもらったものである（又はもともと自分のものである）といった合理性の認められる処分についても「処分」と認定する結果、当該処分を行った特定の相続人にその遺産の流出について立証等の負担を負わせることになり不要な混乱を招く、④補足説明においては求償権を行使すること等により処理することができるとしているが、本方策による事後処理として個別の求償権を行使させることは迂遠であり、かつ、不公平でもあって、家庭裁判所に対する不信感を醸成することになる、⑤審判には既判力がなく、民事訴訟において異なる判断がされて判決が確定した場合には、家庭裁判所における前提事項に関する判断が覆ることになるなどとして、これに反対する意見も相当数寄せられた。なお、【甲案】を採用する前提として、遺産分割手続を非訟手続から訴訟手続に変更するなど、法制度上根本的な変更・転換を要するなどといった意見も寄せられた。

また、【乙案】については、遺産分割の手続をあまりに重いものにしないという観点から賛成する、【甲案】には問題が多く、現時点で立案するのであれば【乙案】の方が良いなどとして、【乙案】に賛意を示す意見も複数寄せられたものの、【乙案】は具体的相続分に権利性を認めたことにほかならない、償金請求時の「損失」と遺産分割時点の遺産総額に基づいて計算した「損失」が一致しないことも考えられ、相続人間の実質的な公平を担保できているかどうか疑問がある、寄与分について考慮できない結果公平性が徹底されない、家裁のみで相続に関する紛争を解決することができず紛争の一回的解決の要請に反するなどとして、これに反対する意見が多数寄せられた。

## 2 変更点等について

追加試案においては、【甲案】（遺産分割の中で対応をするという考え方）と【乙案】（償金請求の規律を設け民事訴訟で対応するという考え方）の2つの考え方を示していたところ、前記のとおり、相続開始後に共同相続人がした財産処分により、処分をした者が処分をしなかった場合と比べて最終的な取得額が増えるという計算上の不公平が生じることについて、これを是正する方策を設けるべきという意見が多数を占め、また、【甲案】と【乙案】とを比較すると【甲案】を支持する意見が大勢を占めたことから、今回の部会資料においては、【甲案】の考え方を提案として掲げている。

ところで、パブリックコメントにおいて本方策に反対する意見には、前記

のとおり、現行法の下においても、処分を行った相続人の合意を得て遺産分割において処理をしており、また、合意が得られなかった場合には不法行為や不当利得の問題として処理されてきたところ、本方策を導入すると、紛争の長期化や手続の硬直化が避けられないなどといった意見を中心に、【甲案】又は【乙案】の問題点を指摘する意見が寄せられたところである。しかしながら、これらの反対意見も、処分を行った相続人が処分をしなかった場合と比べて利得をするという計算上の不公平が生じることを前提としてその問題点を指摘するものであり、また、合意が得られない場合に不法行為や不当利得で処理をする場合に、具体的相続分に基づいてその不公平が是正され得ること等について具体的に論証した意見は見当たらなかったところである。

このように、パブリックコメントにおいても、その問題意識自体（相続人間の不公平の是正）については大方の理解が得られているものと考えられることや、見直しの方向性としては【甲案】の考え方を支持する意見が大勢を占めたこと等を考慮すると、今後は、【甲案】を中心に、そこで指摘されている問題点について検討をしつつ、要綱案として取りまとめることができるか否か、引き続き検討するのが相当であると考えられる。

前記のとおり、【甲案】については、前記1の①から⑤までのような批判・指摘がされているところである。

これらの指摘については、いずれもこれまでの部会において検討を行ってきたところではあるが、まず、上記①の点については、確かに、遺産分割の審判における新たな争点となるものであり、それに伴い紛争が長期化・複雑化するおそれがあることは否定することができないが、古い特別受益の存在などと比べても、相続開始後に共同相続人によって預貯金を含む遺産が処分されたか否かという事実認定が特段に難しい判断を伴うものとも思われなし（補足説明39頁参照）、そもそも、紛争の長期化・複雑化という問題と、相続人間に生ずる不公平の是正といった問題を利益考量にかけるのが相当かという問題もあるように思われる。また、上記③及び④の点については、そもそも払戻しをした預貯金債権が真に被相続人からもらったものであるとか、もともと払戻しをした相続人のものであった場合については、相続開始の時には遺産ではないのであるから、本方策の適用がないことは明らかである。また、処分の内容が相続債務の弁済など合理的なものについても（注1）、当該相続人に負担を負わせることは不要な混乱を招くという指摘につい



ては、当該支出が合理的か否かの立証の負担をどうして他の共同相続人が負わなければいけないのか明らかでないし、当該支出をした相続人が最もその理由を明らかにできる立場にあるのであるから、むしろ当該支出をした相続人にその支出が合理的か否かの立証の負担を負わせるのが相当であると考えられる。なお、真に相続債務の弁済など合理的な理由のあるケースについては、審判の内容を工夫することにより、実質的には遺産分割審判のみで解決することができ、求償権を実際に行使する必要がないことは、これまでの部会資料において説明したとおりである（部会資料22-2・13頁（注2）参照）。そして、上記⑤の点については、遺産分割審判に既判力がないことはそのとおりであり、共同相続人ではなく、第三者が遺産の一部を処分していた場合については、本方策の規律の適用はないこととなり、第三者が処分した財産については、遺産分割の対象財産ではなかったこととなる。この場合の遺産分割の効果については、遺産分割を行ったがその分割対象財産に遺産ではないものが含まれていた場合と同様であり（現行法上もある問題である。）、基本的には、遺産分割の有効性には影響を与えず、民法第911条の担保責任の問題として処理されるものと考えられる（名古屋高決平成10年10月13日家月51巻4号87頁）。当該処分された財産が遺産の大半を占めている場合には遺産分割審判が事後的に覆る可能性がないとはいえないため、当該処分された財産が共同相続人の一人によって処分されたのか、第三者によって処分されたのか争いがあり、これが遺産のかんりの割合を占めているような場合には、みなし遺産であることの確認を求める訴えを経た上で遺産分割審判をすることになるものと思われる。その場合には、上記①で指摘されている遺産を巡る紛争の長期化・複雑化の程度は大きくなるが、他方で、そのような事案については、本規律を適用すべき必要性が特に高いといえるのであるから、当事者等にそのような負担が生じてもやむを得ないものと考えられる（追加試案の補足説明40頁以下参照）（注2）。

以上の点についてどのように考えるか。

（注1）なお、相続債務の弁済であれば、合理的な支出であり、精算の対象としなくてよいかという、必ずしもそうとは言いきれないように思われる。例えば、相続債務の弁済のために支出した場合には精算を要しない方がよいという本方策に反対する立場を前提に検討すると、以下のような【事例】において問題が生じることが分かる。すなわ

ち、払戻しをしなかった場合と払戻しを行った場合とを比較すると、払戻しを行った相続人の利得が大きくなるという不公平が生じることになる（すなわち、特別受益について考慮すると、具体的相続分のない者が払戻しをするということもあり、この場合に精算をしないと、本来は取得できない以上の利得を得ることになる。）。

**【事例】**

相続人A, Bの2名（法定相続分は各1/2）

遺産 1000万円（預金のみ）

Aに特別受益1000万円（生前贈与）

上記のケースにおいて、Aが、相続債務の弁済のため、預金から500万円を払い戻した場合と、これをしなかった場合とを比較する。

**【払戻しをしなかった場合】**

Aの具体的相続分は、

$$(1000万 + 1000万) \times 1/2 - 1000万 = 0$$

Bの具体的相続分は、

$$(1000万 + 1000万) \times 1/2 = 1000万$$

そうすると、遺産分割において、Aは0円、Bは1000万円（預金）を取得し、相続債務については法定相続分で各自負担することになるから、結局、最終的な取得額は、

$$A \quad 0 \text{（遺産分割）} + 1000万 \text{（特別受益）} - 250万 \text{（債務）} = 750万円$$

$$B \quad 1000万 \text{（遺産分割）} - 250万 \text{（債務）} = 750万円$$

となる。

**【払戻しを行った場合】**

具体的相続分の計算は上記と同じである。また、本方策に反対する立場によれば、遺産分割時に残存する遺産（500万円）で、具体的相続分に応じて分割することになるから、結局、Aが0円、Bが500万円取得することになる。

そして、上記のとおり、相続債務については精算の対象とならないとすると、最終的な取得額は、

$$A \quad 0 \text{（遺産分割）} + 1000万 \text{（特別受益）} = 1000万円$$

$$B \quad 500万円 \text{（遺産分割）}$$

となり、払戻しを行わなかった場合と比べてAの最終的な取得額が大きくなるという不公平が生じる。

(注2) その他(遺産の全部が処分された場合の処理について)

その他、本方策の問題点として、パブリックコメントにおいて、遺産の全部が処分された場合等にどのような計算をすべきか、という指摘がされたところである。例えば、以下のような事例においては、以下のような審判をすれば公平な遺産分割を実現することができるように思われる。なお、部会資料20においては、遺産の全部までもが処分された場合に、本方策を適用することができるか慎重な検討を要する旨の記述をしていたが、現行法の下においても、遺産の全部を処分した者と合意をして、当該者が遺産の全部を保有しているとみなして遺産分割をすることも可能ではないかとも考えられ、そうだとすると、本方策を遺産の全部が処分された場合にも適用されると考えることも理論的には問題はないように思われる。

#### 【事例1】

相続人がA、Bの2名(法定相続分は各1/2)で、唯一の遺産である預金1000万円をAが払い戻したものとする(準占有者の弁済が成立するものとする。)。そして、Aには、特別受益1000万円があったものとする。この場合、Bが、本方策の適用を求めて遺産分割の審判を求めた場合、どうなるか。

#### 【検討1】

各相続人の具体的相続分は、

$$A \quad (1000万 + 1000万) \times 1/2 - 1000万 = 0$$

$$B \quad (1000万 + 1000万) \times 1/2 = 1000万$$

となる。

そして、本方策の適用の結果、預金1000万円も遺産としてなお存在するものとみなされ、かつ、Aがこれを払い戻していることから、例えば、審判としては、以下のようなものと考えられる。このように代償金債務をAに負わせることによって、公平な遺産分割が可能になる。

「Aに、すでに払い戻しを得た預金1000万円を取得させる。

Aは、Bに対して、代償金1000万円を支払え。」

#### 【事例2】

相続人がA、Bの2名(法定相続分は各1/2)で、唯一の遺産であるダイヤモンド1個(1000万円)をAが売却し、買受人が即時取得したものとする。そして、Aには、特別受益1000万円があったものとする。また、Bが自己の持分を侵害されたとして、法定相続分に相当する500万円の損害賠償を求め、その支払を受けたものとする。その後、Bが、本方策の適用を求めて遺産分割の審判を求めた場合、どうなるか。

## 【検討2】

各相続人の具体的相続分は、【検討1】に同じ。

そして、処分されたダイヤモンドも、本方策の適用により遺産としてみなされるので、例えば、審判としては、以下の2つの考え方がありうるように思われる。いずれにせよ、Aに代償金の支払を命じることで、公平な遺産分割を実現することができる。

### (案1)

「Aに、すでに処分したダイヤモンドを取得させる。

Aは、Bに対して、代償金1000万円支払え。」

とし、代償金債務のうち500万円は不法行為に基づく損害賠償債務と請求権競合の関係にあり、実際に行使できるのは、残りの500万円のみであるとする。

また、下記のような審判をすることも考えられる。

### (案2)

「Aに、すでに処分したダイヤモンドの持分1/2を取得させる。

Bに、すでにAが処分したダイヤモンドの持分1/2を取得させる。

Aは、Bに対して代償金500万円を支払え。」

とし、Bが遺産分割により取得したダイヤモンドの持分1/2をAが処分をし、その損害賠償債務がすでに命じられた損害賠償債務そのものであるとする。そして、Bは、遺産分割審判において得た代償金債権500万円のみをAに対して行使することができる。

### **第3 遺言制度に関する見直し**

#### **1 自筆証書遺言の方式緩和**

(補足説明)

##### **1 規律の変更について**

- (1) 本部会資料では、従前の規律を改め、改正によって新たに許されることになる要式について、自書によらない財産目録を添付する方式に限定することとしている。

旧規律は、「自筆証書中の財産の特定に必要な事項については、自書によることを要しない。」とするものであったが、このような規律では、例えば、1ページからなる遺言書であっても、その中に自書による部分と印刷による部分とを混在させて作成することが可能となる。しかしながら、そのような方法で遺言書を作成する具体的なニーズがあるとは思えない一方で、このような規律によると、許される方式とそうでない方式との区別が曖昧になるおそれがあるように思われる。

そこで、本部会資料においては、自書によらない財産目録を添付する方式のみを認めることとしている。

なお、この場合には、財産目録には、通常、不動産についてはその地番、地積等が、預貯金債権については金融機関名、口座番号等が記載されることになるものと考えられるが、財産目録として添付する書面については、(2)のとおり各ページに署名押印を要求する以外には、特段の要式性を求めていることから、パソコン等による作成が認められることはもとより、遺言者以外の者による代筆、さらには、不動産の登記事項証明書、預貯金通帳の写し等を添付し、それを目録として使用方法によることもできることになる点に変わりはない。

- (2) 新規律の後段は、自書によらない財産目録の毎葉に遺言者の署名及び押印を要求し、特に自書によらない記載が両面に及ぶ場合についてはその両面に遺言者の署名押印を要求するものである。

自筆要件を緩和することによって想定される偽造、変造の代表的な手段としては、自書によらない別紙部分を差し替える方法、裏面に印刷をする方法等が考えられるところ、前者については自書によらない記載のある毎葉に署名押印を求めることで防止することができ、後者については、自書

によらない記載が両面にある場合にはその両面に署名押印を求めることで防止することができると考えられる。

## 2 自書によらない目録を用いた加除その他の変更について

前回部会では、別紙として添付していた財産目録を削除し、修正した財産目録を添付する方法で加除訂正を行う方法で、遺言書について加除訂正等の変更を行うことを許すかという点について議論がされた。

この点については、仮に新たな財産目録が自書によらないものであったとしても、旧財産目録を新財産目録のとおり訂正する旨の文言が自書されており、かつ、新たな財産目録の全ての頁に遺言者の署名押印がされているのであれば、加除訂正以外の場面と同様、変造等のおそれは低いように思われる。そうであるとすれば、遺言の加除訂正の場面でのみ財産目録の自書を要求する必要は必ずしもないように思われる。

また、自筆証書遺言は法律家が関与せずに作成される場合が多いものと考えられるが、法律の素人である一般人は、自書によらない財産目録を用いる方法で自筆証書遺言を作成することが認められている以上、加除訂正等の変更を行う場合もこれと同様であると考えるのがむしろ通常の間感であるようにも思われるところであり、加除訂正の場面では自書によらない方法を認めないこととした場合には、その点の誤解によって要式に則らない加除訂正等が行われ、方式違反により無効となる遺言書が増加するおそれがあるように思われる。

このため、本部会資料では、加除訂正等についても、財産目録に関する部分については自筆によらない方法を認めることとしている。

## 2 自筆証書遺言の保管制度の創設

(補足説明)

部会資料23においては、遺言者が、遺言書の返還及び閲覧並びに遺言書に係る画像情報等を証明した書面の交付を求めることができていたが、遺言書が返還され新たな遺言書が保管される可能性が残っている遺言者の生存中に、法務局が作成した遺言書に係る画像情報等を証明した書面が交付されることは、遺言書をめぐる将来の紛争を誘発する可能性があることや、遺言書の返

還及び閲覧を認めることにより遺言者の保護は十分であることに照らし、本部会資料では、遺言者は、遺言書の返還及び閲覧のみを求めることができることとしている。

また、遺言者の利便性、相続人等の利便性及び法務局における事務量予測の必要性等を考慮し、遺言書の保管の申請については、法務大臣の指定する法務局のうち、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局に対してすることができるものとするのが考えられることを「(注2)」に付記した。

なお、「(注1)」で記載した民法第968条の定める方式への適合性の審査は、外形的な確認で行うことができるものに限ることを想定している。

上記修正及び付記のほかは、表現等を一部改めたところがあるが、実質的な内容について変更はない。

なお、制度創設に当たっては、制度の詳細についての整備が必要となることから、その他制度の創設に当たり所要の規定の整備を行うものとしている。

### 3 遺贈の担保責任

(補足説明)

#### 1 遺贈の担保責任の適用範囲について（「(1)ア」）

##### (1) これまでの部会の議論状況

これまでの部会では、遺贈の担保責任については、「相続財産に属する財産を遺贈の目的とした場合」に限定して、「相続開始時（その後に特定すべき場合にあつては、その特定の時）の状態を引き渡せば足りる」とする新たな規律を設けることを提案していた。これは、民法の一部改正法（平成29年法律第44号。以下「債権法改正」という。）成立後の贈与の担保責任に関する規律を参考にしたものであるが、目的財産について上記のような限定を付したのは、遺言者があえて相続財産に属しない不特定物を遺贈した場合には、基本的には、不特定物売買における売主と同様の責任を負わせるのが相当であると考えられること等を考慮したものである（部会資料9の19頁参照）。

もっとも、相続財産に属しない財産の遺贈は、不特定物に限られるものではなく、特定物の場合もあることから、遺贈義務者の引渡義務等の内容

について、一定のデフォルト・ルールを定めることの要否等について、改めて検討する。

(2) 他人物かつ特定物遺贈についての遺贈義務者の引渡義務等の要否

現行法の下では、他人物遺贈は、特定物・不特定物の別を問わず原則として無効となるが（第996条本文）、他方で、例外的に、その権利が相続財産に属するかどうかにかかわらず、遺贈の目的としたものと認められるときは、有効となり、遺贈義務者は、その権利を取得して、受遺者に移転する義務を負うことになる（第996条ただし書、第997条）。

これらの規定は、同じく無償性をその特質とする贈与にはない規定であるが、遺贈の場合には、基本的には遺言書の記載内容から遺言の内容を確定する必要があるが、遺言者の意思が明確でない場合の規律を明確にする必要性が高いことから、他人物遺贈における権利の取得義務に関するデフォルト・ルールを置いたものとされている。

もっとも、相続財産に属しない特定物の遺贈の場合には、権利の取得義務の有無のみならず、物の引渡義務についても、遺言者の意思が明らかではない場合には、遺贈義務者をして、現状のまま引き渡せば足りるのか、物の瑕疵について追完義務を負うのかが問題となり得るものと思われる。

この点については、債権法改正前までは、贈与者の担保責任（改正前の第551条）の規定があったことから、これを手がかりとして、遺贈においても、特定物については、「現状での引渡し」で足りるとし、遺贈義務者の担保責任が否定されていたものと思われるところ、債権法の改正により、上記の担保責任の規律が改められたことにより、特定物の遺贈においても、物の引渡義務に関するデフォルト・ルールを定める必要がより高まったものと思われる。

(3) 物の引渡義務の内容について

そこで、他人物遺贈となる場合として、いかなる場合があり得るのかを検討すると、①遺言時には遺言者の財産であったが、死亡時には相続財産に属していなかった場合、②遺言時に遺言者は取得する意思であったが、死亡時まで取得しなかった場合、③遺言時に遺言者が自己の財産であると誤信していた場合、④遺言時に遺言者は、自己の死亡後に、遺贈義務者に取得させる意思であった場合等が考えられる。

このうち、①および③については、第996条本文により、遺贈自体が



無効とされる可能性が高い一方で（なお、第1023条第2項の生前処分等に該当する場合には、遺言を撤回したものとみなされる。）、④については、同条ただし書により、遺言が有効となる可能性が高く、②については、遺贈の有効性については直ちに判断することは困難である場合が多いものと思われる。

まず、②の場合については、遺言者の意思としては、遺言時には、自らの死亡時まで取得するつもりであったところ、仮に遺言者が現にその権利を取得していれば、当然に有効な遺贈となり、遺言者が遺言において別段の意思を表示しない限り、遺贈義務者は、相続開始時の状態で引き渡せば足りることになる。

他方で、遺言者がその権利を取得できなかった場合には、遺贈の有効性が問題となるものの、仮に、当該遺贈が有効となる場合には、遺言者において、遺贈義務者をして、当該財産を取得させる意思を有していたと認められることになるから、結局のところ、④の場合と同様に考えれば足りるものと思われる。

そこで、④の場合をどのように考えるべきかが問題となるが、遺言者があえて他人物を遺贈の対象とした場合に、他人物贈与と異なる取扱いをすることについて合理的な説明をすることは困難であるようにも思われる。また、遺贈については、一般に、贈与の場合よりもデフォルト・ルールを明確に定める必要性が高いとすれば、贈与の場合にはその対象財産に特段の限定が付されていないのに、遺贈の場合には相続財産に属する財産の場合に限定した規定を設け、他人物遺贈については解釈に委ねることとするのは相当でないように思われる。

本部会資料では、これらの点を考慮して、遺贈義務者の引渡義務に関する規律の適用範囲を、遺贈の対象財産が「相続財産に属する財産」である場合に限定することとはしていない。

#### (4) 第1000条の削除について

本条は、特定遺贈の目的である物又は権利が、遺言者死亡の時点で、第三者の権利の対象となっていた場合には、当該遺贈の受遺者は、遺言者が遺言で反対の意思を表示していた場合を除き、当該第三者の権利の消滅を遺贈義務者に請求することができない旨を定めている。もっとも、「3(1)」のような規律を設けることとした場合には、特定遺贈の目的である物又は

権利が、第三者の権利の対象となっていた場合においても、遺贈義務者は、その状態で引き渡し又は権利を移転すれば足りることとなり、当該第三者の権利を消滅させる必要はないことが明らかになる。そこで、本条については削除することとしている。

## 2 第1025条について（「(2)」）

本条本文は、①いったん遺言がされたが、②当該遺言が撤回され（以下「撤回行為」という。）、その後、③撤回行為の効力が否定された場合であっても①の遺言は復活しないという非復活主義の原則を定めたものとされている。

そして、本条ただし書においては、撤回行為が詐欺又は強迫を理由に取り消された場合には、撤回の行為が遺言者の真意に出たものではないことが明らかであることから、①の遺言の効力が復活する旨を定めている。

ところで、撤回行為が錯誤に基づく場合については、債権法改正前の民法においては、錯誤に基づく意思表示は文言上無効とされていたが（第95条本文）、本条の理解としても、一般に、撤回行為が当初から効力を有しない場合（例えば、撤回行為が意思無能力を理由として当初より無効である場合など（大阪高判平2年2月28日家月43巻4号40頁参照））には、本条本文の適用はないと解されているようである。このような考え方を前提とすれば、錯誤の場合にも①の遺言の効力は否定されないことになるものと考えられる。

そして、債権法改正後の民法においては、錯誤に基づく意思表示は、詐欺、強迫とともに、取消しの対象とされたが、第1025条の規律を実質的に改める必要性は特に見当たらないことからすると、本条ただし書に、撤回行為が錯誤に基づく場合を含め、①の遺言の効力が否定されない旨を明らかにするのが適切であるといえる。

したがって、「3・(2)」のとおり、本条ただし書を「詐欺又は強迫」を「錯誤、詐欺又は強迫」に改めることとしている。

## 4 遺言執行者の権限の明確化等

（補足説明）

### 1 遺言執行者の一般的な権限について（「(1)ア」）

実質的な見直しの内容については前回の部会資料から変更はないが、法制的観点等から一部表現内容の修正等を行った。

まず、前回の部会資料では、遺言執行者の職務を、遺言の内容を実現することとし、相続財産の管理、遺言の執行の妨害の排除その他の遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を有するとしていたが、民法の他の規定では、「職務」という文言は具体的な権利義務の内容を指すものとして用いられており（民法第688条等）、遺言執行者の「職務」がこのような意義を有するとすれば、相続財産の管理や遺言の執行に必要な一切の行為がこれに当たるものと考えられ、その意味では、「遺言の内容を実現すること」という抽象的な権限について「職務」という文言を使用するのは必ずしも相当でないと考えられる。

本部会資料では、これらの点を考慮しつつ、「遺言の内容の実現」が遺言執行者の責務であることを明確化する観点から、「遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、～の行為をする権利義務を有する。」という表現に修正している。

## 2 通知義務について（「(1)ウ」）

遺言執行者の通知義務については、遺言執行者が就職を承諾した場合には、直ちにその任務を開始することになる（第1007条）こと、通知義務も任務の一環であり、就職を承諾していることは当然の前提となることから、この点をより明確にする観点から、表現方法を一部修正した。

## 第4 遺留分制度に関する見直し

### 1 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

(補足説明)

#### 1 パブリックコメントの結果の概要

##### (1) 金銭債権化について

遺留分減殺請求権の行使により生ずる権利を原則金銭債権化する点については、これに賛成する意見が大勢を占めた。

##### (2) 負担額について

また、受遺者又は受贈者の負担額の規律についても、減殺の順序を定める現行法の規律についてその実質を維持するものであり、また、相続人が遺留分義務者である場合のいわゆる遺留分超過額説を明文化するものなどとして、これに賛成する意見が大勢を占めた。

##### (3) 現物給付の規律について

一方、現物給付の規律については、追加試案の提案に反対する意見の方が多かったが、賛否はほぼ拮抗しており、また、反対する意見においても、遺留分減殺請求権の金銭債権化自体に反対するもの、単純金銭債権化を主張するもの、現物給付の規律を設けることには賛成であるが、その方法として追加試案の提案には反対であり、中間試案における【甲案】(裁判所が現物給付の内容を定めるという案)又は【乙案】(現物給付の主張がされた場合、現行法と同様の規律で物権的効力が生ずるという案)を支持するもの等に分かれた。

現物給付の規律に反対する意見の多くは、受遺者等に指定権を与えると、遺留分権利者に不要な物を押しつけられるリスクが高まり、遺留分権利者の権利を不当に弱めることになり、遺留分権利者の生活保障に反する結果となるといった意見であった。また、単純金銭債権化すると、受遺者等が金銭を準備できず酷な結果になるのではないかといった点については、これに理解を示す意見も多く寄せられたものの、この問題は換価が困難な財産についてのリスクを遺留分権利者と受遺者等のいずれが負うのかの問題であり、そのリスクは被相続人から多くの財産の贈与や遺贈を受けた受遺者等が負うべきであり、多くの財産を取得した者が、遺留分侵害額に相当する金銭債務を負担し、その結果、その固有の財産をもって責任を負わな

ければならないとしても不合理とはいえないといった意見も寄せられた。

また、「イ」の現物給付の請求の時的限界については、追加試案においては、①事実審の口頭弁論終結時までという考え方と、②金銭債務の履行の請求を受けた時から一定期間内にしなければいけないという考え方を提案していたところ、パブリックコメントにおいては、後者の考え方を支持する意見が多く、現物給付の規律に反対する意見においても、仮に設けるとするならば、後者の考え方を支持する意見が多かった。なお、債務の履行の請求を受けた時からではなく、裁判上の請求を受けた時からを起算点とすべきという意見もあった。また、その期間については、1年間を支持する意見が多かったものの、6か月という意見もあった。

#### (4) 指定財産の放棄について

指定財産の放棄制度については、賛成・反対を明示した意見は多くなかったが、現物給付の規律に反対する意見の中でも、仮に現物給付の規律を設けるのであれば、指定財産の放棄制度は設けるべきであるという意見も複数寄せられた。

また、「エ」の期間については、追加試案の2週間又は1か月という短期間で指定財産の状況を調査するのは酷であるなどとして、相続放棄に準じて3か月とすべきという意見が多く寄せられたほか、その期間の伸長を認めることも検討すべきではないかという意見も寄せられた。

## 2 変更点等について

### (1) 金銭債権化について（「(1)」）

ゴシック部分の提案については、字句等の若干の修正を施したほかは、追加試案からの変更点はない。

遺留分減殺請求権の行使により生ずる権利を原則金銭債権化する点については、前記のとおりパブリックコメントで賛成が大勢を占めたことから、追加試案の内容で要綱案を作成する方向で、引き続き検討を行うのが相当であるものと考えられる。

### (2) 受遺者又は受贈者の負担額について（「(2)」）

ゴシック部分の提案については、字句等の若干の修正を施したほかは、追加試案からの変更点はない。

受遺者又は受贈者の負担額に関する規律については、前記のとおりパブ

リックコメントで賛成する意見が大勢を占めたことから、追加試案の内容で要綱案を作成する方向で、引き続き検討を行うのが相当であるものと考えられる。

(3) 受遺者又は受贈者の現物給付について（「(3)」）

ア 現物給付の規律について（「ア」）

前記のとおり、現物給付の規律については、パブリックコメントにおいて賛否がほぼ拮抗しており、現物給付の指定権を受遺者等に与えると、不要なものを押しつけられ、遺留分権利者の権利が不当に弱まることになり相当でないなどという意見が多数寄せられ、遺留分減殺請求権の行使による生じる権利を金銭債権化するのみでよいという意見も複数寄せられたところである。

たしかに、パブリックコメントにおける意見にもあるとおり、遺留分義務者となり遺留分侵害額を負担しなければならないのは、自ら贈与や遺贈を受けた結果であり、多くの財産を取得した者が遺留分侵害額に相当する金銭を負担し、その結果、その固有の財産をもって責任を負わなければならないとしても不合理ではないという考え方もあり得るようにも思われる。

もともと、単純金銭債権化をすると、後記（注1）の事例のように、被相続人から法定相続分に相当する遺贈しか受けていない場合においても遺留分義務者となることがあるし、さらに、後記（注2）の事例のような場合には、被相続人から遺贈等を受けた相続人が全く財産を取得していない相続人よりも不利益に扱われることもあり（前者の相続人が財産の換価をする必要があることになり、即時に弁済をすることができないと、最終的な取得額も遅延損害金の分だけ後者の相続人の方が多くなる。）、相当でないものと考えられる。また、共同相続人の一人が不動産の贈与を受け、その時点においては被相続人に多額の資産があり遺留分を侵害するような状況ではなかったが、その後、被相続人の経済状況が悪化して相続開始時点においては遺産がほとんどなく、他の共同相続人の遺留分を侵害しているようなケースについても、多額の贈与を受けたからといって自己の固有の財産をもってまで遺留分侵害額を負担しなければならないというのも酷であるように思われる。

これらの点を考慮すると、単純金銭債権化に踏みきることは相当でな

いように思われる。

そこで、今回の部会資料においては、パブリックコメントにおいて指摘された意見を踏まえ、受遺者等に現物給付の指定権を与えることとしつつ、その裁量に一定の制限を設ける観点から、〔 〕を付した上で、同一の受遺者又は受贈者が、①遺贈と贈与を受けている場合にあっては遺贈の目的の財産を先に、②贈与を複数受けている場合にあっては新しい贈与の目的の財産を先に指定しなければならないとする考え方を提示している。

すなわち、受遺者又は受贈者に現物給付の目的財産の指定権を与えるとしても、無限定に指定を認めることとすると、受遺者又は受贈者が、不要な換価困難な財産を指定することも考えられ、この点についてパブリックコメントにおいて強い懸念が示されたことを踏まえると、受遺者又は受贈者の指定権に一定の限定を付し、その懸念を和らげることが考えられる。そして、このような考え方は、遺贈と贈与がある場合には、基本的に遺贈が遺留分侵害の原因となっており、遺贈の目的財産だけでは遺留分侵害額に満たない場合には、後にされた新しい贈与が遺留分侵害の原因となっていること等に照らしても相応の合理性を有しており、現行法の規律とも整合的であると考えられる。すなわち、遺贈と贈与がある場合には遺贈を先に指定させることについては、遺贈を先に減殺すると定める現行民法第1033条の趣旨に（複数の遺贈がある場合には、遺贈の放棄が認められていることを踏まえると、その限度で受遺者に選択権を認めてもよいものと思われる。）、また、複数の贈与がある場合には新しい贈与を先に指定させることについては、新しい贈与から古い贈与の順に減殺すると定める現行民法第1035条の趣旨に、それぞれ合致するものであり、現行法からの乖離が少ないといえる（仮に、この規定に従って換価困難なものが指定されたとしても、現行法の下においても減殺請求権の行使又は遺贈の放棄により取得することとなった可能性が高いものであり、必ずしも遺留分権利者に酷な状況とはいえないように思われる。）。

（注1）法定相続分しか取得していないにもかかわらず、減殺の対象となる事例

例えば、相続人がA、B、Cの3名（法定相続分は各1/3）で、被相続人がAに対

し不動産甲（1000万円相当）を、Bに対し不動産乙（2000万円相当）をそれぞれ遺贈し、他に遺産はなかったものとする。そして、Cが、A、Bに対して減殺請求をしたものとする。

この場合、

Cの遺留分額は、 $(1000万 + 2000万) \times 1/2 \times 1/3 = 500万$ 円

Aの遺留分超過額は、 $1000万 - 500万 = 500万$

Bの遺留分超過額は、 $2000万 - 500万 = 1500万$

したがって、Cは、Aに対し、

$500万 \times (500万 / (500万 + 1500万)) = 125万$ 円

また、Cは、Bに対し、

$500万 \times (1500万 / (500万 + 1500万)) = 375万$ 円

それぞれ請求することができることになる。

このように、上記事例では、Aは、法定相続分に相当する額しか遺贈を受けていないのに、減殺を受けることになる（最決平成24年1月26日家月64巻7号100頁参照）。

そうすると、本来よりも多くの遺贈または贈与を受けているのであるから、遺留分侵害額を金銭で支払う義務を負うべきであるとは必ずしもいえないように思われる。

#### (注2) 遺留分義務者が遺留分権利者より実質的な取得額が少なくなる事例

例えば、相続人がA、B、Cの3名（法定相続分は各1/3）で、被相続人がAに対し不動産甲（1000万円相当）を遺贈し、Bに対し不動産乙（2000万円相当）をそれぞれ生前贈与し、他に遺産はなかったものとする。そして、Cが、A、Bに対して減殺請求をしたものとする。

この場合には、

Cの遺留分額は、 $(1000万 + 2000万) \times 1/2 \times 1/3 = 500万$ 円

Aの遺留分超過額は、 $1000万 - 500万 = 500万$

Bの遺留分超過額は、 $2000万 - 500万 = 1500万$

したがって、Cは、まずAに対して500万円の減殺をすることができる（これにより、Aの遺留分は満たされるので、Bに対しては減殺請求をすることができない）。

そうすると、最終的な取得額は、Aが500万円（1000万—500万）、Bが2000万、Cが500万円となり、Aは最終的にCと同じ額の財産しか取得することができないのに、その目的財産を換価して金銭債務を弁済するまでの間はCに対して遅延損



害金の支払義務を負うことになり、かえって、Cよりも不利益な立場に置かれることになって相当でないものと考えられる。

#### イ 現物給付の指定の時的限界について（「イ」）

現物給付の指定の時的限界については、前記のとおりパブリックコメントにおいては2つの考え方が示されたところ、後者の一定の期間内に行わなければならないという意見が多数を占め、また、現物給付の指定が必ずしも訴訟上されるものではないのに口頭弁論終結時までに行わなければならないという前者の規律を民法に設けることには問題があるという指摘もあったところである。そして、後者の考え方を採用する場合には、債務の履行の請求を受けた時から1年以内という意見が多数寄せられたことから、今回の部会資料においては、現物給付の請求は、金銭債務の履行の請求を受けた時から1年以内に行わなければならないこととしている。

なお、前記のとおり現物給付の指定の時的限界の起算点を、金銭債務の履行の請求を受けた時ではなく、裁判上の請求を受けた時とすべきではないかとの意見も寄せられた。この点について、遺留分侵害請求権に基づく金銭債務の履行の請求が必ずしも訴訟上のみで行われるものではないのに、その時的限界を裁判上の請求にかからしめるというのは、上記のとおり口頭弁論終結時説に対してされている批判がそのまま妥当しうるように思われる。また、裁判上の請求を受けた時から1年以内とすると、期間が到来するまでの間に裁判が終了・確定し、その後現物給付の請求がされるということも、債務の履行の請求を受けた時からとするよりも、より現実的に生じることになるが、その際に生じる問題点は、追加試案の補足説明67頁（注3）に記載のとおりであり、紛争の蒸し返しの可能性が高くなるといえ、相当でないように思われる。

#### ウ 放棄の意思表示の時的限界について（「エ」）

また、放棄の意思表示の時的限界については、前記のとおりパブリックコメントにおいて、指定された財産の価値を把握し、これを放棄するか否か判断するのに2週間又は1か月ですることは困難であり、相続放棄の熟慮期間に準じて3か月程度の期間を確保すべきであるという意見

が多く寄せられたことから、今回の部会資料においては、現物給付の請求を受けた時から3か月以内に放棄の意思表示をしなければならないこととしている。

なお、相続放棄の熟慮期間の伸長にならない、放棄の意思表示の期間も伸長できるような手続を設けるべきではないかとの意見も寄せられた。この点、相続放棄においては、相続の開始を知った時点においては財産の範囲が明らかでなく、積極財産の範囲、内容及び債務の有無、額などの情報を調査する必要がある、場合によっては3か月以内に調査が終了しないことも十分想定されるが、指定財産の放棄については、指定された特定の財産を必要とするか否かを判断すれば足りるので、このような伸長手続を設ける必要性は低いといえる。

エ その他について（「ウ、オ」）

ゴシック部分については、字句等の若干の修正を施したほかは、追加試案からの変更はない。

## 2 遺留分の算定方法の見直し

（補足説明）

以下の点を除き、ゴシック部分については字句等の若干の修正を施したほかは、部会資料23-1からの変更はない。

すなわち、「(1)ア（注2）」において、相続人に対する贈与については、民法第903条第1項に規定する贈与（特別受益に該当する贈与）に限ることを明らかにしている。

相続人に対する贈与については、現行民法第1044条が第903条を準用していることから、原則として第903条第1項に規定する贈与（特別受益に該当する贈与）である必要があるものと考えられ、この点は、改正後も維持する必要があると考えられる。

なお、相続人に対する贈与のうち、相続開始前1年以内にしたものについても、特別受益に当たるものに限るのかどうかは、更に問題となり得る。第三者に対する贈与については、「婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本として」という限定は付されておらず、全ての贈与が計算の対象となることとの平仄を

重視すれば、相続開始前1年以内にした贈与については、特別受益に該当する贈与に限らず、全ての贈与を含めるべきと考えることになるが（非限定説。この考え方によれば、1年以内の贈与については全ての贈与、1年超10年以内の贈与については特別受益に該当する贈与に限ることになる。）、相続人に対する贈与については、日常的な生活費の交付と区別し難いものも多く、相当額以上のものに限るべきとも考えられ、このような立場によれば、相続開始前1年以内にした贈与についても、特別受益に該当しなければ計算の対象に含めるべきではないと考えることになる（限定説。このような考え方によれば、相続人に対する贈与については、その時期にかかわらず、特別受益に該当する贈与のみが計算の対象に含まれることになる。）。

上記の点を明示的に検討した文献も見当たらないが、一般的に人的な関係が強い相続人に対する贈与と第三者に対する贈与については意味内容が異なるといえ、相続人に対する贈与については特別受益に限定する相応の理由がある上、非限定説によると贈与の時期によって計算の対象とするか否か区別しなければならず、遺留分に関する争点を増やすことになり徒に紛争を複雑化させるおそれがあることからすると、限定説が相当なようにも思われる。そこで、「(注2)」においては、相続人に対する贈与については、民法第903条第1項に規定する贈与に限るものとするとしている。これらの点についてどのように考えるべきか。

### 3 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し

(補足説明)

以下の点を除き、ゴシック部分については字句等の若干の修正を施したほかは、部会資料23-1からの変更はない。

すなわち、「(2)」については、これまでの部会資料において〔 〕を付していたところ、今回の部会資料においては〔 〕を外すこととしている。これは、相殺により処理であれば、遺留分権利者に対して取得した求償権も対当額で当然に消滅することになるが（民法第505条第1項本文）、「(1)」による消滅請求により遺留分侵害額に係る債務が消滅した場合に、求償権がどうなるかは必ずしも明らかではなく、新設規定を設ける以上、解釈に疑義がないように明確な規定を設ける方が相当であると考えられること等を考慮したものである。

## 第5 相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し

### 1 権利の承継に関する規律

（補足説明）

#### 1 権利の対抗要件主義の適用対象となる権利変動について（「(1)」）

権利の承継に関する規律については、その実質的な内容に変更はないが、表現を修正している。本方策については、従前は、対抗要件主義の適用対象となる権利の種類（不動産か動産か等）については特段の限定を設けず、抽象的な規律とする一方で、対抗要件主義が適用される範囲については法定相続分を超える部分の取得に限定する案を提示していた。これに対し、部会資料21では、民法において対抗要件に関する根拠規定が置かれているのが物権と債権のみであること等を理由として、対抗要件主義の適用対象となる権利の種類については、物権と債権に限定することとし、民法以外の他の法令に規律されている権利については、別途整備の要否を検討することを前提とした案（以下「従前案」という。）を提示した（参考）。

しかし、この部会資料21で提示した案については、第21回会議において、それ以前の案と比較し、対抗要件主義が適用される範囲が権利の全体に及ぶのか、法定相続分を超える部分に限られるのかといった点が不明確であり、分かりにくいとの指摘がされたところである。

そこで、この点について法制的観点を含め再度検討したが、本方策による見直しは、現行の判例法理のうち、遺言（遺産分割方法の指定、相続分の指定）による権利の承継があった場合には、第三者との関係でも、それ以外の相続人は完全な無権利者（法定相続分を前提とした権利の承継はないこと）として取り扱われるという点を見直すことを意図したものであることからすれば、むしろ、従前案を基本としたものに戻し、対抗要件主義が適用される範囲についても、法定相続分を超える部分の取得に限定されることを法律上明示することとした方が上記の立法趣旨がより明らかになるように思われる（注）。

本部会資料では、これらの点を考慮して、本方策による規律の表現を変更している。

(参考)

○ 部会資料19 (11頁) 参照

相続人が相続分の指定又は遺産分割方法の指定により相続財産に属する財産を取得した場合であっても、その相続人(以下「受益相続人」という。)は、その法定相続分を超える部分の取得については、登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えなければ、第三者に対抗することができないものとする。

○ 部会資料23 (17頁) 参照

(1) 不動産又は動産に関する物権の承継

相続による不動産及び動産に関する物権の承継について、次のような規律を設けるものとする。

遺産分割(遺産分割方法の指定を含む。)又は相続分の指定による不動産又は動産に関する物権の承継は、民法第177条又は第178条の要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。

(2) 債権の承継

相続による債権の承継について、次のような規律を設けるものとする。

ア 遺産分割(遺産分割方法の指定を含む。)又は相続分の指定による債権の承継は、次の各号に掲げるいずれかの要件を備えなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

(ア) 共同相続人の全員(注)又はその債権を承継した相続人が債務者に通知をしたこと。ただし、その債権を承継した相続人が通知をしようとするときは、債務者に対し、遺産分割協議書、遺言書その他の遺産分割又は遺言の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

(イ) 債務者が承諾をしたこと。

イ アの通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければならない。債務者以外の第三者に対抗することができない。

(注)遺言執行者は、遺言の執行として通知することができる。

(注)民法第177条があることにより、第176条の規定にかかわらず、第一譲渡の売主等が第三者との関係では無権利者と扱われないことになるのと同様、このような規定を設けることにより、第三者との関係では、法定相続分による権利の承継があるものと取り扱われることが明らかになるものと考えられる。

## 2 債権の承継についての対抗要件の規律について（「(2)」）

上記のとおり、相続による債権の承継について、民法第467条と同様の規律を設けることとする場合には、債権譲渡における譲渡人に相当する者は、被相続人の地位を包括的に承継した共同相続人全員であり、譲受人に相当する者は遺言や遺産分割により相続財産に属する債権を取得した受益相続人であると考えられる。

そうすると、共同相続人全員による通知や債務者の承諾については、(1)の規律に含まれることになる。他方で、相続による債権の承継の場合には、他の共同相続人は通知義務を負わない結果特段の措置を講じなければ対抗要件具備義務を負う者がいなくなるため、この部分については別途規律を設ける必要があることになる。

そこで、(2)の規律において、受益相続人による単独での通知方法を定めることとしている。

## 3 受益相続人による単独での通知をする際の書面の交付の主体について（「(2) 柱書・括弧部分」）

これまでの部会においては、債権を承継した受益相続人が債務者に対する通知をする際に要求される遺言書等の書面の交付については、その主体を当該通知をする受益相続人に限定する案を提示していたところである。

これは、当該共同相続人による虚偽通知を防止するとともに、債務者において、当該受益相続人が当該債権を承継したことを確認できるようにすることをその趣旨とするものであった。

もっとも、相続による債権の承継の場面においては、被相続人が同一の金融機関に、複数の預貯金口座（例えば、A金融機関の甲支店の普通預金口座と定期預金口座、乙支店の普通預金口座等）を保有していることも十分に想定されるところ、甲支店の普通預金口座に係る預金債権については長男に、定期預金口座については長女に、乙支店の普通預金口座に係る預金債権については配偶者に、それぞれ相続させるとする遺言があった場合には、上記の規律に従うと、これらの預金債権を承継した各共同相続人が、それぞれ遺言書の原本等の書面を、A金融機関に交付しなければならないことになる。

しかし、同一の債務者に対して各受益相続人がそれぞれ書面を交付しなければならないとすることは、共同相続人にとって負担が大きいかかりか、債

務者にとっても、各共同相続人から書面の交付がされることとなり、遺言書原本等の保管や返還等の事務が煩雑になり、無用な負担を課すものと思われる。

そもそも、書面の交付を要求した趣旨が、虚偽通知の防止にあることからすると、債務者が遺言書の原本等の書面の交付を受けていた場合には、同人において、当該債権の承継を受けた受益相続人からの通知が真実に合致するものかどうかは、容易に判別できることからすると、改めて書面の交付を要求する必要はないものと思われる。

そこで、書面の交付の主体については、通知をした受益相続人に限らないこととしている。

## **2 義務の承継に関する規律**

(補足説明)

前回の部会資料から特段の変更点はない。

## **3 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効力等**

(補足説明)

前回の部会資料において付されていた〔 〕を削除したほかは、変更点はない。前回の部会では、遺言執行者がある場合に、相続人の債権者に当然の権利行使を認めるか否かについては、意見が対立したところである。

この点については、両説あり得るところであるが、現行法の下では、限定承認や財産分離のように、債務と責任との分離を認める場面では、相続債権者と相続人の債権者とを区別して取り扱うことが制度上必要不可欠であるため、そのような取扱いがされているものの、それ以外の場面では、相続債権者と相続人の債権者とを同列に取り扱っているところ、上記のような事情もないのに、この場合のみ両者を区別して取り扱うことを法制的観点から合理的に説明することには困難な面があること、両者を区別して取り扱うことについては法律関係を複雑にするなどの懸念が示されていること等を踏まえ、本部会資料では、この場面でも相続債権者と相続人の債権者を同列に取り扱うこととしている。

## 第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

(補足説明)

以下の点について修正をしたほか、法制的観点等を踏まえ表現を一部修正した。

### 1 請求権者について

従前の部会資料では、請求権者を「三親等の親族」に限定する案を提示していたが、これについては、扶養義務の範囲と重なる部分が多いため、かえって不相当なメッセージ性を持つおそれがあるといった意見があったこと等を踏まえ、新たに、相続人（代襲相続人を含む。以下同じ。）になり得る者（被相続人の直系血族、被相続人の兄弟姉妹及び被相続人の兄弟姉妹の子）及びその配偶者を請求権者とすることを提案している。

本方策については、中間試案後は、〔 〕を付しつつ、中間試案の甲案と乙案の両方の限定を付す考え方を提示してきたが、このうち、請求権者の範囲を限定する理由については、従前の甲案と同様の説明をしてきたところである。すなわち、相続人に準ずる者については、特別の寄与がある場合に限り、実質的に遺産に対する取り分を認めたのと同様の取扱いをするために、相続人に対する金銭請求を認めることとしたとの説明をしてきたところであるが、このような考え方からすれば、その請求権者の範囲を、相続人になり得る者及びその配偶者とするには、相応の合理性があるように思われる。また、これらの者については、被相続人とかなり近い関係にあることから、契約などの生前の対応が典型的に困難であるということもできるように思われる。

このように、この提案によれば、寄与分の主張権者が相続人に限定されていることの不都合を回避するために、相続人に準ずる法的地位にある者に主張権者を拡大したものであるとの説明が容易になり（注）、本方策における請求権者の範囲と扶養義務を負い得る者の範囲との関連性を連想させることができなくなり、本方策における請求権者が介護等の責任を負っているかのような不相当なメッセージ性を一定程度払拭できるのではないかと思われる。

（注） 昭和55年に寄与分制度を導入した際には、寄与分を有する者の範囲について、これを相続人に限定する案と請求権者の範囲に限定を付さない案とが検討されたが、



[ ] を付した案は、相続人に対する金銭請求を認めることにより、実質的に、寄与分を有する者の範囲を一部拡張したものと説明が可能であるように思われる。

## 2 請求権が否定される場合について（「1ただし書」）

従前の部会資料では、「特別寄与者がその寄与について対価を得たとき」には本方策に基づく請求が否定されるとしていたが、本方策が被相続人の推定的意思を根拠とする制度である以上、被相続人以外の者（例えば被相続人の親族）から特別寄与者が対価を得たことを理由に本方策に基づく請求権を否定するのは相当でないと考えられる。このため、この部分の規律を「特別寄与者がその寄与について被相続人から対価を得たとき」と改めている。このような規律を設けた場合であっても、被相続人の意思を受けて被相続人以外の者が特別寄与者に対する金銭の支払をしたような場合には、「被相続人から対価を得た」とものと評価することができる場合が多いと思われる。

また、従前の部会資料では、「被相続人が遺言で別段の意思を表示したとき」には本方策に基づく請求が否定されるとしていたが、被相続人が遺言で、通常認められるべき特別寄与料の額より多い（又は少ない）額を特別寄与者に与えてほしい等の別段の意思を表示した場合に本方策に基づく請求が否定されるのは相当でないことから、「遺言に反対の意思を表示したとき」と表現を修正している。

## 3 権利行使期間について（「2ただし書」）

従前の部会資料では、権利行使期間について、「相続開始を知った時から6か月間を行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から1年を経過したときも、同様とする。」として「時効」との文言を用いてきた。しかし、協議又は審判により特別寄与料の額が確定する前の段階において、消滅時効の起算点となる「権利を行使することができる時」（民法第166条）が到来しているといえるか疑義があることから、財産分与に関する規定と同様に、いずれの権利行使期間についても除斥期間に改めることとしている。

また、従前は、6か月の権利行使期間につき、「相続開始を知った時」を期間の起算点としていた。しかし、特別寄与者が被相続人の死亡は知ったものの相続人の存在を覚知できなかった場合や、特別寄与者が本方策に基づく金銭の支払を請求していた相続人が特別寄与者の知らないうちに相続放棄をし

ていたような場合に、期間の徒過を理由に、特別寄与者が新たに認知した相続人に対する支払請求をすることを否定するのは相当でないと考えられる。このため、除斥期間の起算点を「相続の開始及び相続人を知った時」に改めている。なお、6か月の権利行使期間は、請求の相手方となる相続人ごとに個別に計算することを想定している。

#### 4 管轄（「(注)」）

従前の部会資料では、審判事件につき、「家事事件手続法第191条第2項（同法第245条第3項において準用する場合を含む。）と同様の規律を設ける。」としていた。

家事事件手続法第191条第2項の規定は、寄与分を定める処分の審判事件について、遺産分割審判事件が係属している裁判所に管轄を認めている。しかし、この規定は、寄与分を定める処分の審判事件については、遺産分割審判事件と一括して矛盾なく処理することができるよう、遺産分割審判事件との併合強制の規律が設けられている（同法第192条前段）ことを前提とするものであって、本方策に関する審判事件は、遺産分割の審判事件の前提問題ではなく、併合審理も強制されないという点で前提が異なる。

そして、家事審判事件の場合には、公益性も考慮し、個別の家事審判事件ごとに、その事件の性質等を踏まえて、個別に適切な家庭裁判所が定められているから、仮に1つの申立てで数個の事項について審判が求められたとしても、そのうちの1つについて管轄権を有する裁判所が、その余についても管轄権を有することとするのは、相当でないとされている。本方策に関する審判事件においては、遺産分割の審判事件の当事者ではない相続人以外の者が申立人となっており、特別の寄与の有無など遺産分割の審判においては争点とならない事項が審理判断の対象となることも踏まえると、併合審理を可能にする必要性が相当程度認められる場合であっても、それを理由に別途管轄を認めるということまでは必要なく、合意管轄、自庁処理又は移送によって対応することで足りるものと考えられる。そこで、部会資料では、本方策に関する審判事件についても、同法第191条第1項と同様に相続が開始した地を管轄する家庭裁判所に管轄を認める旨の規定のみを設け、同条第2項と同様の規律は設けないこととしている。

## 5 その他

前回の部会において特別寄与料の額の基準を明確にすべきではないかとの意見があったこと等を踏まえ、「金銭の支払を請求することができる」との記載を「特別寄与者の寄与に応じた額の金銭…の支払を請求することができる」と修正している。